

北本市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、再び平穏な生活を営むことができるように支援することで、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための支援をいう。
- (4) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、ひぼう誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- (5) 関係機関等 国及び他の地方公共団体並びに警察その他の関係機関並びに犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 市民等 市内に住所を有し、若しくは滞在し、通勤し、通学し、又は市内において活動する個人をいう。
- (7) 事業者 市内で事業を行う法人又は個人をいう。

(基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に推進されなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるように推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策を円滑に実施するため、関係機関等との連携及び協力を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むこと

ができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を適切に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、規則で定める犯罪行為（以下「犯罪行為」という。）による被害を受けた時に市内に住所を有する犯罪被害者であって、当該犯罪行為により死亡したものの遺族又は当該犯罪行為により傷害を受けたものに対し、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 傷害見舞金 10万円

(支給の申請)

第9条 見舞金の支給を受けようとする者は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過する日又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過する日のいずれか早い日までに、市長に申請しなければならない。

(支給の決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに見舞金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給をすることと決定したときは、当該見舞金の支給の申請をした者に対し、見舞金を支給するものとする。

(見舞金の返還)

第11条 偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるときは、市長は、その者から、その支給を受けた見舞金の額に相当する金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(協力要求及び報告等)

第12条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関等及び医療機関に対し、資料の提供その他必要な協力を求める

ことができる。

2 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、見舞金の支給を受けようとする者又は見舞金の支給を受けた者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

(見舞金の支給に関する事項の委任)

第13条 第8条から前条までに規定するもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第14条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第15条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第16条 市は、犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(意見等の反映)

第17条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例に基づく見舞金の支給に係る規定は、この条例の施行の日

以後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。